**令和７年度社会福祉法人・社会福祉施設等運営指導及び監査方針**

福島県社会福祉法人・社会福祉施設等運営指導及び監査実施要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定に基づき、運営指導及び監査方針並びに重点指導事項を以下のとおり策定する。

社会福祉法人の運営においては、法人のガバナンスの強化等を目的とする改正社会福祉法が本格施行されてから８年が経過し、法人制度改革の理解が概ね定着しつつあるが、一部法人において、理事、監事及び評議員の選任や理事会の運営が法令に則り行われていないことや、計算書類が適切に作成されていないなど、不適切な事案が確認されている。

また、社会福祉施設（以下、「施設」という。）の運営においては、一部の施設において、施設利用者への不適切な処遇や虐待を防止するための措置が適切にとられていないことなど改善を要する事項が確認されていることから、虐待の防止のための委員会の開催、職員に対する研修の実施や身体的拘束廃止に向けた取組みを徹底するとともに、利用者や家族からの相談を受ける体制を確立し、関係機関等と連携をとりながら利用者の立場に立った対応をとることなど、利用者等からの信頼に応えるため適切な施設運営に積極的に取り組むことが求められている。

【重点事項】

１　社会福祉法人に対する運営指導及び監査（以下「監査等」という。）

　(1) 適正な組織運営

ア　評議員（選任・解任委員を含む）、理事及び監事の適切な選任

イ　評議員会及び理事会における招集の適正な通知、理事・評議員の出席

ウ　社会福祉法人の関係者に対する特別の利益の供与の禁止

エ　定款における必要事項の記載、削除等の規定の整備

　(2) 適正な計算書類並びに会計処理の確保

ア　適正な計算書類及びその附属明細書等の作成

イ　適正な契約、入札等の会計処理の確保及び内部牽制体制の確認

ウ　法人経理規程における規定の整備

２　社会福祉連携推進法人に対する監査等

　(1) 適正な組織運営

ア　理事及び監事並びに社会福祉連携推進評議会構成員の適切な選任

イ　理事会における招集の適正な通知、理事の出席

ウ　社会福祉連携推進評議会の開催及び業務評価

エ　社会福祉連携推進方針に従った業務の実施

　(2) 適正な計算書類並びに会計処理の確保

ア　適正な計算書類及びその附属明細書等の作成

イ　適正な契約、入札等の会計処理の確保及び内部牽制体制の確認

ウ　法人経理規程における規定の整備

３　社会福祉施設に対する監査等

　(1) 運営管理体制の確立

ア　非常災害対策（防災、防犯対策）及び避難訓練の実施

イ　事故防止、安全対策の徹底並びに事故発生時の迅速かつ協力医療機関と連携をした適切な対応及び再発防止策の実施

ウ　業務継続計画の策定

(2) 適切な利用者処遇の確保

ア　利用者個人の尊厳への配慮、権利擁護及び虐待防止の推進に向けた取組

イ　苦情、相談体制の整備及び苦情に対する適切な対応

ウ　職員による立替払の禁止、預り金管理規程等の遵守及び通帳・銀行印の管理等における内部牽制体制の確認